

## 台風18号災害による浸水等被害地域における 上水道料金及び下水道使用料減免措置について

平成25年9月16日の台風18号による浸水等の被災地域において、被災者が災害復旧等に要した上水道料金及び下水道使用料を減免します。

減免対象の選定にあたっては、福知山市危機管理室の把握する浸水等被害のあった自治会全域または一部を対象とし、当該地域住民より申請があったとみなして、10月の検針結果より一括で減免します。

当該の水量については、原則として前年同月（平成24年10月分）の使用水量又は直近の3か月（平成25年7・8・9月分）平均の使用水量と比較して決定します。

但し、この方法での減免が困難な場合（9月から使用開始された場合等）は、別表に基づき決定します。

適用例	減免水量	減免額の算出	時間あたり水量
浸水被害の住居洗浄など	水栓口径の時間災害流量 ×使用時間（※）	該当付きの検針水量から減免水量を減じた水量で料金算出する	13mm≒1 m <sup>3</sup> 20mm≒2 m <sup>3</sup>

※使用時間については、被災者への聞き取り等による。

### 根拠条例等

福知山市水道事業給水条例第39条

福知山市水道事業給水条例第13条第1項第1号

福知山市下水道条例第27条

福知山市下水道条例施行規程第16条第1項第1号

福知山市農業集落排水施設条例第17条

福知山市農業集落排水施設条例施行規則第12条第1項第1号

水道料金の軽減または減免等に関する内規